



新婚世帯に対し
新生活の住宅に係る費用を
最大60万円
補助します

結婚新生活 支援事業

申請
期間

令和7年6月2日(月)～令和8年3月31日(火)

※期間内であっても、申請額が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。
※令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻した方で、令和7年度内に申請せず、令和8年度に補助金の交付を受けたい場合は、令和8年3月31日までに交付資格認定の申請が必要です(詳しくは裏面下方太枠内をご確認ください。)

補助対象者

次の全てに該当する方が対象です

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻している
- 申請時、対象の住宅に住民票がある
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である
- 夫婦の双方及び同居人に和歌山市税の滞納がない
- 令和7年度(令和6年分)の夫婦の所得合計が500万円*未満である
- 過去に同様の結婚支援の制度による補助金を夫婦ともに受けていない、且つ、申請に係る住居費について他の公的制度による金銭の給付を受けていない
- 夫婦の双方及び同居人が、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない

*奨学を目的とした資金を返済している場合は、その返済額を夫婦の所得合計から控除

補助対象経費

結婚に伴う新生活に係る次の費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの支払いかつ原則婚姻日以降に夫婦のどちらかが支払った費用を補助します。

住宅購入費・建築費

建物代のみ対象

※土地代・住宅ローン手数料等は対象外
※婚姻日以前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に限ります。

住宅の賃借費

賃料及び共益費(上限3か月分)

敷金・礼金・仲介手数料

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を差し引いた額を対象とします。
※住居の賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合にあっては、婚姻前に支払った費用(婚姻日から起算して1年以内に賃借した住居に係る費用に限る。)を補助対象経費とすることができます。

引っ越し費用

引越し業者、運送業者(運輸局の許可を受けた業者)に支払った運送費用を対象とします。

補助金額

夫婦共に29歳以下 ➡ **最大60万円**

夫婦双方又は一方が30歳以上39歳以下 ➡ **最大30万円**

※いずれも婚姻日時点の年齢

提出書類について詳しくは裏面へ

提出書類

認印及び必要書類をすべて揃えた上、子育て支援課窓口まで直接持参してください。

※婚姻日や費用の支払いが令和8年3月末になる場合は、必ず事前の相談をお願いします。

対象者	必要書類	交付先等
全員	① 和歌山市結婚新生活支援補助金交付申請書、和歌山市結婚新生活支援補助金誓約書	子育て支援課窓口または和歌山市HPにてダウンロード
	② 婚姻日及び婚姻関係が記載された戸籍謄本または婚姻に係る受理証明書	婚姻届けを提出した市町村等又は本籍地の市町村等 ※和歌山市の方は本庁1階市民課
	③ 夫婦の令和7年度所得証明書(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に得た所得)	令和7年1月1日時点で住民票を置いていた市町村等 ※和歌山市の方は本庁2階市民税課
貸与型奨学金を返済していた方	④ 令和6年1月から12月までに返済した貸与型奨学金の返還証明書等またはその写し	※令和7年度の夫婦の所得の合計が500万円を超えている方のみ提出必要

以下は、補助対象経費に応じて必要書類をご準備ください。

対象者	必要書類	備考
住宅を購入または建築された方	⑤ 売買契約書または請負契約書(契約内容が確認できるもの)	契約内容、支払者(フルネーム)、支払日、支払金額、支払費目等を確認できるものが必要。1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります。
	⑥ 住宅購入費または住宅建築費が確認できる領収書・明細内訳書・通帳の写し等	
賃貸物件に住まわれる方	⑦ 賃貸借契約書(契約内容が確認できるもの) ※重要事項証明書ではありません	契約内容、支払者(フルネーム)、支払日、支払金額、支払費目等を確認できるものが必要。1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります。 ※保証料、鍵交換、クリーニング代などの左記以外の費目は対象外
	⑧ 賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料のうち、該当する費用が確認できる領収書・明細内訳書・通帳の写し等	
	⑨ 住宅手当支給証明書、住宅手当不支給申告書、給与明細のうち必要書類を夫婦それぞれ提出	
勤務先が借り上げる住居に居住している方	⑩ 勤務先に在籍し、勤務先が借り上げる住居に居住していることが確認できるもの(社宅使用許可書等)	入居期間、支払日、支払金額、支払費目、勤務先への在籍等を確認できるものが必要。1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります。
引越費用を支払った方	⑪ 引越費用に係る領収書(支払者(フルネーム)+但し書記載)など支払内容がわかる書類	運送費用のみ対象(エアコン設置、不用品処分などの費用は対象外)

令和7年6月2日～令和8年3月31日の間に申請せず、令和8年度に補助金の交付を受けようとする夫婦は、②③④(④は該当する方のみ)に加え、和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定申請書(様式第7号)を提出し、交付資格認定を受けてください。

※交付資格認定を受けた翌年度の本市の予算が成立しない場合は、交付資格認定は無効となります。

※交付資格認定を受けた翌年度に補助金の交付を受けることができるのは、和歌山市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当する世帯です。

内容について、ご不明点等ございましたら、下記までお問合せいただくか和歌山市HPをご覧ください。

問合せ先

和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課

TEL : 073-435-1329

Email : kosodate@city.wakayama.lg.jp

